東京日日新聞 明治十七年二月十六日 土曜日 第五百八十五號 日曜日休刊 定價金三錢

官報

○太政官布達第三號
明治十七年第二號布達左ノ通改正ス
明治十七年二月十五日　太政大臣三條實美

○農商務省布達第三號
農商務卿ノ幼兒ヲ學校ニ入レ學齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシムル其事業不振ノ保護ノ爲メ幼稚園ノ方法ニ因リ保育ノ保育ニ關スル規則ヲ定メ明治十七年二月十五日ヨリ施行ス
明治十七年二月十五日　農商務卿西鄕從道

○陸軍省告示第一號
徴兵各軍管ニ於テ左表記載ノ人員ヲ徴集ノ徴兵條則ニ依リ徴集スルヲ以テナリ
明治十七年二月十五日　陸軍卿　西鄕從道

明治十七年現役兵徴集人員表

兵種＼管第	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	計
歩兵	千七百七十七	千六百四十七	千百九十二	千四百二十九	千四百二十三	千五百三十二	九千五百三十九	
騎兵	二百四十							
砲兵	百二十五	百二十八	百二十八	百二十八	百三十八	百三十八	七百六十八	二百四十二
工兵	九十九	四十五	四十五	八十九	四十四	九十七	四百十九	
輜重兵	二十	二十	二十	十九	二十一	十八	百十八	
輜重輸卒	二千五百	二千五百	二千五百	二千五百	二千五百	二千五百	一万五千	
看病卒	百二十九	四十九	四十九	六十二	四十七	六十	三百九十四	
計	四千八百八十二	四千六百八十九	四千五百九十二	四千四百九十八	四千六百二十三	四千五百九十八	二万六千四百八十	

一表中步騎砲工兵ノ鎭臺所要人員ニ超過スルモノハ近衛兵ニ撰抜スヘキ人員トス
一補充員ノ數ヲ示サヽルモノハ徴兵令第二十九條ニ依リ徴集スルヲ以テナリ

備考

一徴兵ハ第六軍管ノ內沖繩縣ニ之ヲ行ハス第七軍管ニ於テハ函館江差福山ノ三ケ所ヲ限リ之ヲ行フ

叙任

○明治十七年二月十四日
任農商務少書記官正七位　杉山榮藏
農商務權少書記官兼東京山林學校教授正七位　松野磯任
東京山林學校長兼東京山林學校教授如故　內務二等屬　竹內壽貞
任茨城縣警部長

時事新報

國內與スヘキ事業アリコレニ供スヘキ勞力モアレニ相伴フヘキ資本金ナシ

凡ソ人間ノ事業ヲ成スニ資本ヲ要セザルモノナシ此資本ハ自家營ヲ貯蓄スル所ノモノヲ以テコレニ充ツルカ或ハ他人ノ貯蓄ヲ借リ來リテ一時我用ヲ辨スルノ外ニ方策ナカルヘシコレヲ一個人ニスレバ銘々ノ產業ヲ營ムニ自己ノ貯金ノミヲ以テ資本ト爲ス者アリ他人ノ遊金ヲ借用シコレヲ運轉シテ利ヲ謀ル者アリ又コレヲ一國ニスレバ國內百般ノ事業ヲ經營スルニ嚮自國ノ資財ノミヲ使用シテ公私ノ用ヲ辨スル者アリ或ハ他ノ遊金多キ國ニ就テ政府ノ國債ヲ募リ諸會社ノ株金ヲ募リテコレヲ本國ニ携ヘ來リ此借用ノ資本ヲ以テ公私ノ事業ヲ經營スル者アルガ如キ其例ナリ何故ニ他人所有スル所ノ貯蓄十分ニ豐カナレバナリ何故ニ他人ノ貯蓄ヲ借リ來リテ自家ノ事業ヲ經營スルヤト云フニ自家貧ニシテ資本給セズ强ヒテコレヲ他人ニ借ルヲ得カラントスレバナリ百年ヲ俟ツモ富ヲ致スノ目的ナレバ故ニ他人ノ餘リアルモノヲ借リ來リテ我カ不足スル所ヲ補ヒ以テ我家ヲ富マシ我國富マスナリ

一家一國ノ貧富ハ比較ノ言葉ニシテ獨リ我國ノミニ貧富アルモノニ非ラズ若シ他ニ比較スルモノナクンバ我國ハ單ニ彼我ノ金利ノ割合ヲ比較シ其貧富ヲ比較判別スルノ標目ヲ作リ絲ヲ織リテ布帛ヲ作ルノ類ノ如キ農工商百般ノ事業人ノコレヲ與スヲ俟テ大ニ國ニ利セントスルモノ全國到處トシテ曾然ラザルハナシ唯資本欠乏ノ爲メニ其利足甚タ高貴ナルガタメニ折角ノ事業モコレヲ與スニ暇ナク折角ノ勞力モ手ヲ空クシテ遊惰日ヲ送ルニ至ラズヤ何ゾ外國ノ資本ヲ借リ來リテ此勞力ニ伴ハシメ以テ大ニ此國ヲ利スルノ謀ヲ爲サヽルヤ

電報

○二月十二日龍動發　埃及ノシンカトハ攻陷され守兵は悉く殲されより左れどカイロ府駐在の英國兵隊はトカーを援るの爲めに進軍するならん（一昨十四日の電報を參照せよ）

雜報

○參內　華族從三位德川家達君は過日來曾祖母ある故天障院殿の忌引中に付兀久しく引籠り居りしが昨日赤坂　假皇居へ參內天機を伺ひたり

○歐洲へ出發　兼て本紙上に登錄せし如く大山陸軍卿三浦中將其他隨行員と本日午前七時三十分新橋發の汽車にて橫濱へ赴き東海鎭守府に於て暫時休憩の後佛國郵船メンザレー號に搭じて歐洲へ出發する由

○高等法院裁判官　玉乃判事は高等法院裁判長と、楠本元老院議官は同院陪席判事を、鍋島元老院議官は同院豫備陪席判事と、孰れも去る十三日お仰付られたり尤も同院は事あるも掛員を命し置く制規なりと

○軍事部長　過日海軍省中に新置なりたる軍事部の長には今度海軍少將仁禮景範君が補せられたり

○東京鎭臺司令官　前號の紙上に東京鎭臺司令官野津陸軍少將不在中乃木大佐へ代理を命せられたる旨記載せしが右ハ誤まて東部監軍部長三好陸軍中將ダ右不在中司令官兼務仰付けられたるとぞ

○海軍武官免補　海軍機關少監殿木經正氏は本官等定員に相當せざるを以て東艦乘組差免され海軍中佐黑岡帶刀氏は轉別組用取調被差免軍事部第五課長へ補せられたり

○陸軍武官勤免　去る十三日歩兵第一聯隊長歩兵大佐山澤靜吾氏ハ本職を免し近衛歩兵第一聯隊長川上大佐不在中同隊長を仰付られ、近衛參謀長歩兵大佐岡澤精氏ハ參謀本部管西局長桂大佐不在中陸役兼勤仰付られ、砲兵局八員課長砲兵少佐竹橋尙文氏は本職を免し近衛砲兵大隊長村井少佐不在中同隊長を仰付られ、總務局庶務課長兼同局制規課長歩兵少佐清水修氏ハ兼職を免せられ歩兵大尉長澤六郎氏ハ制規課長心得を總務局武學課長兼同局勤章課長歩兵少佐兼鍋斌氏は兼職を免せられ歩兵大尉赤澤昌行氏が勤章課長心得と仰付られ

○被免拜命　陸軍歩兵大尉正七位勳六等小澤武雄氏は願ニ依リ被免、皇居守衛隊附被命

○伊東方成君　造營事務局會計課長伊東方成君は今般同局會計課長を免ぜられ、同局會計課長兼營繕課長を命ぜられたり

○月俸　東京府下警部長竹內壽貞君は今般月俸金三十圓を給與せらるゝに至れり

○布達改正　明治十五年第十一號布達中第二條第一項を改正し以て明治十五年第十一號布達と爲す

○再役の下士　陸軍歩兵大尉正七位勳六等小澤武雄氏は再役の下士にして既に滿十年を經過し去る十一年より今日に至る迄勤續せしを以て今般特に賞與金を賜はりたり

○昇陣時間　沖繩縣徵兵參事官兼內務書記官正七位勳六等小澤武雄氏は昇陣時間を以て今般同縣を退出と改め

○大島出張　長崎工作分局長陸軍歩兵大佐岡澤精氏は今般大島出張を命ぜられたり

○鐵道運賃　東京高崎間鐵道運賃を左の通改正し來る二十日より實施すべき旨內務卿より達せられたり

○帆前船主の苦情　近頃帆前船主は汽船の爲めに壓倒され其收入の減少甚しきを以て百方苦心し種々の方法を設けて汽船に對抗せんと勉むるも其效なく日に月に非常の困却を來たし居れり

○外國軍艦出現　去る十三日午前十時頃相州三浦郡觀音崎沖へ外國軍艦一艘現出せしを以て同郡長より其筋へ報告の出でたるが其艦は英國軍艦ペンブローク號にて同艦は本日正午十二時頃出帆せしと

○卒業證書授與式　去月廿六日執行の筈なりし陸軍士官學校卒業證書授與式は去月廿六日執行の筈なりしが本日正午十二時より執行せらるゝ筈なり

○帆前船主の苦情　近頃帆前船主は汽船の爲めに壓倒され其收入の減少甚しきを以て百方苦心し種々の方法を設けて汽船に對抗せんと勉むるも其效なく日に月に非常の困却を來たし居れり

○鐵道運賃　東京高崎間鐵道運賃を左の通改正し來る二十日より實施すべき旨內務卿より達せられたり

○布達改正　明治十五年第十一號布達中第二條第一項を改正し以て明治十五年第十一號布達と爲す

○昇陣時間　沖繩縣徵兵參事官兼內務書記官正七位勳六等小澤武雄氏は昇陣時間を以て今般同縣を退出と改め

○大島出張　長崎工作分局長陸軍歩兵大佐岡澤精氏は今般大島出張を命ぜられたり

○鐵道運賃　東京高崎間鐵道運賃を左の通改正し來る二十日より實施すべき旨內務卿より達せられたり

○帆前船主の苦情　近頃帆前船主は汽船の爲めに壓倒され其收入の減少甚しきを以て百方苦心し種々の方法を設けて汽船に對抗せんと勉むるも其效なく日に月に非常の困却を來たし居れり

○外國軍艦出現　去る十三日午前十時頃相州三浦郡觀音崎沖へ外國軍艦一艘現出せしを以て同郡長より其筋へ報告の出でたるが其艦は英國軍艦ペンブローク號にて同艦は本日正午十二時頃出帆せしと

○卒業證書授與式　去月廿六日執行の筈なりし陸軍士官學校卒業證書授與式は去月廿六日執行の筈なりしが本日正午十二時より執行せらるゝ筈なり